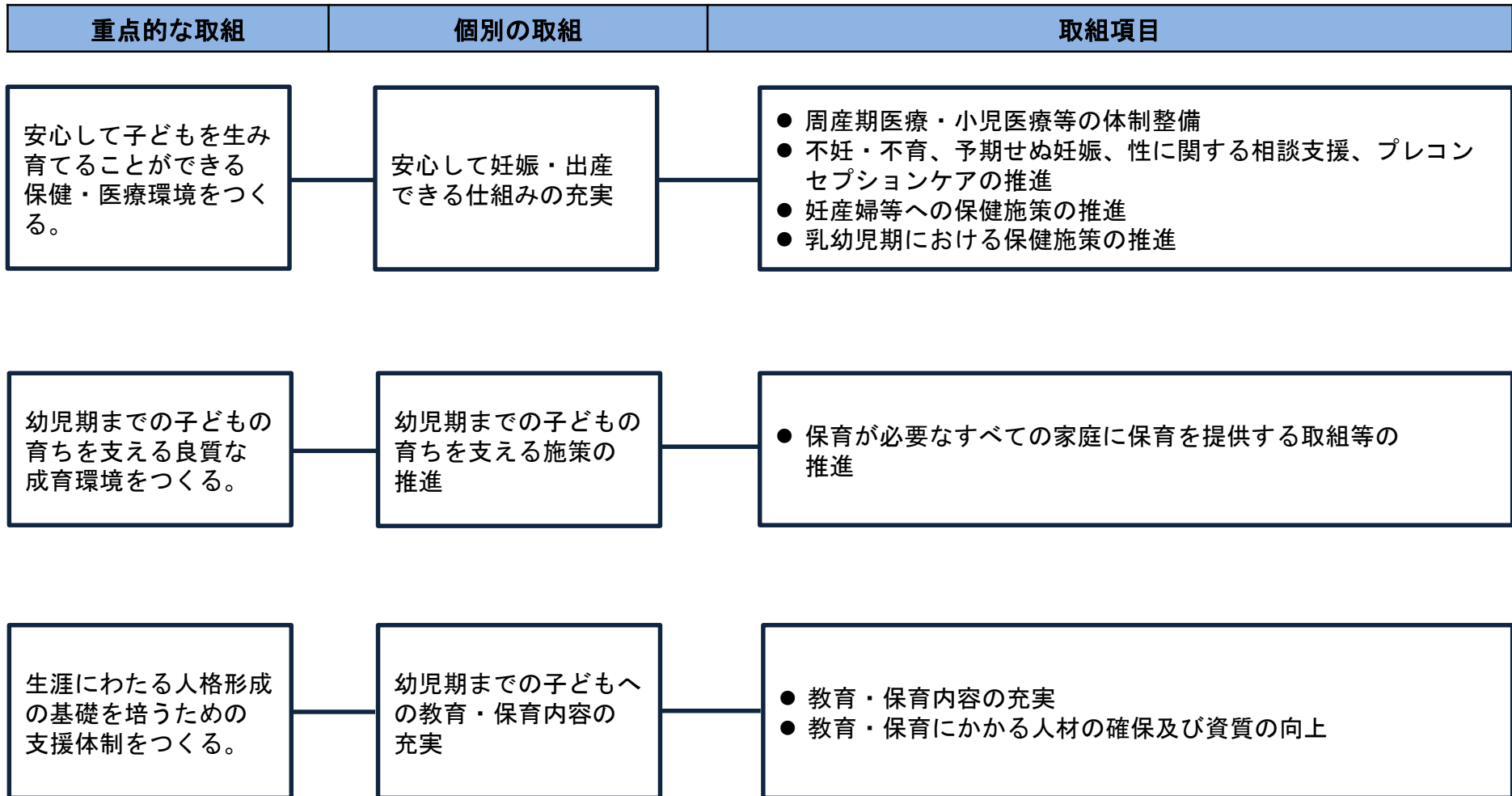


1. 施策体系

(1)基本方向1 子どもを生き育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】



(2)基本方向2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】

重点的な取組	個別の取組	取組項目
<p>すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援する。</p>	<p>確かな学力の定着と学びの深化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 ● 社会や地域とつながる探究的な学習の実践 ● 障がいのある子どもたちの教育の充実 ● 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実
	<p>豊かな心と健やかな体の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな心のはぐくみ ● 学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進 ● 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 ● 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進
	<p>将来をみすえた自主性・自立性の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成
	<p>公私を問わない自由な学校選択の機会の保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校・大阪公立大学等の授業料等完全無償化
<p>すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくる。</p>	<p>地域の教育コミュニティづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の教育コミュニティづくりの推進
	<p>子どもの居場所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり ● 放課後等の子どもの居場所づくり ● 子ども食堂等の居場所づくり
	<p>必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム

(3)基本方向3 若者が自立できる社会【青年期】

重点的な取組	個別の取組	取組項目
<p>若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援する。</p>	<p>産学官連携による産業人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進
	<p>若者の就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者への就職支援の強化 ● 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援 ● 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援
	<p>結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進 ● 結婚、妊娠・出産等を希望する人の希望が実現するための取組の推進
	<p>子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者への支援における市町村による支援ネットワークの構築 ● ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ市町村プラットフォームの構築 ● 子ども食堂等の居場所づくり【再掲】

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取組	個別の取組	取組項目
<p>さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。</p>	子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策の推進 ● 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
	児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の防止
	配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応
	社会的養護を必要とする子ども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的養育体制の整備 ● 社会的養護経験者等の自立支援の充実
	障がいのある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある子どもへの医療・福祉支援
	外国人の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援
	ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーへの支援
	複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数分野にまたがる又は制度の狭間に陥っている課題がある子どもとその世帯への支援
<p>子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する。</p>	子どもの権利を保障する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参画や意見表明の機会の充実 ● すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取組の推進 ● 子ども・若者の自殺対策
	子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの安全確保の推進 ● 非行など問題行動を防ぐ施策の推進
	青少年の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年を取り巻く社会環境の整備 ● 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護 ● 青少年の健やかな成長の促進

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援

重点的な取組	個別の取組	取組項目
<p>家庭と社会がともに子どもを生き育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。</p>	<p>子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
	<p>家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築 ● 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築
	<p>仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進 ● 女性活躍の推進 ● 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
	<p>ひとり親家庭等の自立促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等の自立促進
	<p>共同養育の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子交流の促進 ● 養育費確保への支援 ● 共同養育に関する普及啓発
	<p>子育て世帯向け住宅支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世帯向け住宅支援の充実
	<p>その他子育てを支援する取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センターの設置促進 ● 身近な場所や地域における相談体制の充実 ● 子育てしやすい公共施設等の整備の推進